

# インフルエンザ罹患報告書

和歌山県立和歌山商業高等学校長 様

学校保健安全法施行規則第18条 学校において予防すべき感染症第2種 インフルエンザに罹患しましたので、報告します。

年 組 番 生徒氏名(自筆)

保護者名(自筆)

印

発症日	令和 年 月 日
受診日	令和 年 月 日
医療機関名	
出席停止期間に関する 医師からの指示事項	
解熱した日	令和 年 月 日

診察を受けた際の領収書と処方された薬名がわかるもの両方を必ず添付してください。

(参考)

- ・インフルエンザの出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則第19条により、「**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**」と定められています。この期間を経過し、かつ、健康状態が良好であれば、この報告書に保護者の方が記入の上、**登校再開日(当日)**、学校へ提出してください。
- ・「発症」とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38℃以上の発熱等)が始まった日です。わかりにくいときは受診時に医師に相談・確認してください。
- ・本校では、解熱の状態を平熱と同等程度に下がった状態とします。

		発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
		月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜	月 日 曜
1	発症当日に すぐ 解熱	解熱		(解熱後2日)						
		出席停止						登校可		
2	発症後 1日目に 解熱		解熱		(解熱後2日)					
		出席停止						登校可		
3	発症後 2日目に 解熱			解熱		(解熱後2日)				
		出席停止						登校可		
4	発症後 3日目に 解熱				解熱		(解熱後2日)			
		出席停止						登校可		
5	発症後 4日目に 解熱					解熱		(解熱後2日)		
		出席停止							登校可	
6	発症後 5日目に 解熱						解熱		(解熱後2日)	
		出席停止								登校可